

大船渡市いじめ防止等基本方針



平成27年10月
大船渡市教育委員会
(改定 平成29年12月)

目 次

はじめに	P 2
第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	P 2
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	P 2
2 いじめの定義	P 3
3 いじめの理解	P 3
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	P 4
第 2 市が実施する施策に関する事項	P 6
1 大船渡市いじめ問題対策連絡協議会の設置	P 6
2 大船渡市いじめ問題専門委員会の設置	P 6
3 大船渡市教育委員会の取組	P 7
第 3 学校が実施すべき施策に関する事項	P 8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	P 8
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	P 9
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	P 9
第 4 重大事態への対処	P11
1 学校の設置者又は学校による調査	P11
2 調査結果の報告を受けた大船渡市長による再調査及び措置	P15
3 その他の重要事項	P15
第 5 その他いじめの防止等のための施策に関する重要事項	P16
1 大船渡市いじめ防止基本方針の見直しの検討	P16
2 岩手県教育委員会との連携	P16

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係の綻びに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と児童生徒、児童生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、学校が一丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

各学校及び家庭が、いじめの問題を切り口として、命の尊さや人と人の関わりについて、児童生徒たちに真剣に考えさせていくことは、本市の教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、児童生徒の尊厳の維持のため、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大船渡市いじめ防止等基本方針」としてまとめ、ここに策定するものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる理念を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団でも、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の者だけの

問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

- (3) 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校・家庭・地域・関係機関等が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

2 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本市はこれを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解して対応にあたる。

また、「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。

さらには、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化など）を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをほやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

また、発達障害のある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合があります。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがあります。また、当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を理解する認識をもちにくいこともある。これらの点に十分に留意する必要があります。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」

いじめの問題をより根本的に克服していくためには「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間への成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童生徒への働きかけと意識付けが何よりも重要であり、児童生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

このため、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。特に、東日本大震災による被災地である本市においては、復興の未来を担う児童生徒が、命の尊さを学び、自らの存在価値を認めながら、人を思いやる心や他者と協力する態度を育成することなどが強く求められるところである。

さらに、いじめの背景には様々な要因が考えられるが、中でもストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢を持って、学校と一体となった取組を推進することが必要である。

いじめの防止においては、以上を踏まえ「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本として進めることが大切である。

(2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・早期対応が重要」

「いじめは早期発見、早期対応が重要」との姿勢の下、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、大船渡市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめであることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

そのため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要であり、更には、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

(4) 家庭や地域との連携・協働による教育の推進

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。特に、保護者が児童生徒の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。

本市においては、現在、「生命を守り、郷土を愛し、大船渡の未来を築く『復興教育』の視点から、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成」を目標に学校教育を進めている。

この理念の下、学校が家庭、地域との協働による学校経営を推進し、地域ぐるみで児童生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要である。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わりを持つ機会を作ることも重要である。

(5) 関係機関との連携

学校や市教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係専門機関や医療機関、児童生徒の指導上の問題の解決のための学校関係機関などとの適切な連携が有効であり、日頃から、市教育委員会や学校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 市が実施する施策に関する事項

1 大船渡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、本方針により、学校・大船渡市教育委員会・児童相談所・大船渡警察署等の関係者により構成される「大船渡市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の主な機能については、以下の通りである。

- ・大船渡市立学校（以下「市立学校」という。）におけるいじめに関する内容について情報交換を行う。
- ・連絡協議会は、7月、12月、2月に定期的を開催する。また、必要に応じて開催することがある。

2 大船渡市いじめ問題専門委員会の設置

市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために市教育委員会の補助機関として、「大船渡市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

この専門委員会は、弁護士や医療関係者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

この専門委員会では、市立学校におけるいじめの事案が重大事態と教育

委員会または学校が判断したとき、必要に応じて当該重大事態に係る調査を行う。

3 大船渡市教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② いじめ防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ③ いじめの早期発見のための、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ④ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・市ふれあい電話（27-8884） ・教育相談室（26-5011）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの整備
- ⑤ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。（教職員への研修、生徒指導主事研修、道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修等）
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察の助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。

また、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、児童生徒や保護者が関係機関と連携して必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

①いじめに対する措置

市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

市教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及び児童生徒が

安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

②警察への通報・相談による対応

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導・助言する。

③学校評価、学校運営改善の実施

市教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

地域住民が学校運営に参画する学校評議委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

第3 学校が実施すべき施策に関する事項

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、かつ組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成されるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、市教育委員会との適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国・県・市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、校報などで公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実

などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- (1) 学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域が参画することで、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「対策会議」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

「いじめ防止対策委員会」の役割は、具体的には、

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

などが考えられる。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画的に進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじ

めの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめ防止への対応に係る取組を具体的に盛り込む。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。

あわせて、学校はいじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児

童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる場合などは、学校は直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校で適切な指導・支援を行い、被害児童生徒・家族の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) 学校評議委員会等の活用

地域住民が学校運営に参画する「学校評議委員会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校による調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は市教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を实

施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

(4) 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。市教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ若しくはいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活

復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市がより積極的に指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構想することを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、学校又は市教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、弁護士や医療関係者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会から

の推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者としての適切な対応が求められる。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要はある。

（6）その他留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

（7）調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

③ 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた大船渡市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)一②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認められるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、本方針より大船渡市いじめ問題調査委員会(仮称)を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や医療関係者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事態の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

3 その他の重要事項

市は、市ホームページ等において、市いじめ防止基本方針及びその取組状況を公表するとともに、学校における学校基本方針の策定状況及び取組状況を確認し指導する。

また、市基本方針に基づく毎年度の取組実施結果をまとめ、点検及び評価を行い、専門委員会（市教育委員会の補助機関）の意見を踏まえて、取組の必要な見直しを行う。その中で、特に市基本方針の見直しに関する意見があった場合には、十分な検討を行い、必要な措置を講ずるものとし、その結果については公表する。

第5 その他いじめの防止等のための施策に関する重要事項

1 大船渡市いじめ防止基本方針の見直しの検討

本市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案し、当該基本方針の見直しを行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 岩手県教育委員会との連携

本市が設置する学校で発生した重大事態等で、当該学校及び市教育委員会だけでは解決が困難な事案が発生した場合は、県教育委員会に対し、外部の専門家からなる支援チームの派遣要請を行う。